

令和3年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第3号）

（輝くふるさと常任委員会）

令和3年12月7日（火）

午前 10 時 開 議

【 開 会 】

【 会議録署名委員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第1 会議録署名委員の指名

【 議案第32号～第41号・陳情第9号審査 】

日程第2 議案第32号 令和3年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）・・・・・・・・ 1

日程第3 議案第33号 令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第
2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

日程第4 議案第34号 令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）・・・・ 10

日程第5 議案第35号 令和3年度葛巻町水道事業会計補正予算（第1号）・・・・・・ 12

日程第6 議案第36号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 12

日程第7 議案第37号 葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 13

日程第8 議案第38号 葛巻町森林雇用促進住宅条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

日程第9 議案第39号 町道葛巻浦子内線大橋上部工工事の変更請負契約の締結に関し議
決を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

日程第10 議案第40号 財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・・・ 14

日程第11 議案第41号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及
び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求
めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

日程第12 陳情第9号 車門自治会内、「車門部落地区」における林道突紫森線沿いを流
れる支川の洪水対策についての陳情・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

令和3年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和3年11月25日（木）					
再開年月日	令和3年12月3日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和3年12月7日（火） 開議10時00分 散会12時10分					
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	委員氏名	出席の標	議席番号	委員氏名	出席の標
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	-
会議録署名委員	4番	山崎 邦廣		8番	辰柳 敬一	
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉				

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜木 幸夫
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	松浦 利明
	教育長	高畑 嗣人	建設水道課長	和野 康弘
	農業委員会長		こども教育課長	千葉 隆則
	代表監査委員		まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	服部 隆行	政策秘書課室長	波紫 徳彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行	総務課財政係長	櫻田 慎
	住民会計課長	坂待 典子		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会議の経過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、委員長から、山崎邦廣委員及び辰柳敬一委員を指名します。

次に、議案審査に入ります。質疑、答弁とも簡潔、明快にお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

初めに、日程第2、議案第32号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。姉帯委員。

姉帯春治委員

25ページの森林雇用促進、配管工事のことです。関連ですので、聞きたいなと思っております。

1つは、春だったかなと思ってはいますが、議会でそこ、現地を見るとときには、田野の学校の川が、川沿いのほうだったんですけども、今通って見ていると、道路沿いに来たような気がしています。

それとあと一つは、工事費について、そのまま問題がないのか、そこを聞きたいなと思っております。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長 (松浦利明君)

お答え申し上げます。森林雇用促進住宅につきましては、田野小学校に建設することで進めておりましたけれども、建設場所につきましては、様々な角度から検討を重ねて、現在主要地方道一戸線の近くのところに建設するというところで進めているところでございます。そこに町水道が入っておりまして、町水道の配管がありましたので、その移設工事のために今回補正予算をお願いするものでございまして、この住宅

の工事に当たりましては森林環境譲与税を充当しておりますので、それに伴って積立金のほうを減額する
というところがございますので、よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

ページの 36 ページ、お願いいたしたいと思います。36 ページには、給料と職員手当の増減の明細がつ
いております。それで、ここに給与改定に伴う増減分が計上されていないわけでございます。人事院勧告
もなされたというふうなことでございますが、県内の各市町村の情勢を見ても、12月の定例会議に
付議する市町村も数多く見受けられるようでございますが、当町で今回このように給与改定に伴う増減分
が出てこないもの、これの根拠は条例改正が必要なわけでございますが、といったようなことから今回こ
の補正に計上しなかったのか、そしてまたその後の対応についてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。今回の人事院勧告に係る職員の給与の改正についてでございますが、当町におけ
る職員の給与等の制度につきましては、国の制度に準拠する形でここまで進めてきておるところでありま
す。人事院勧告に基づいて国家公務員の給与改正が行われた後に、関連する条例あるいは規則の改正を行
っているというのがこれまでの対応であります。

例年でありますと、8月に人事院勧告を受けまして、給与法の改正、国のほうで閣議決定して、11月に
開催される臨時国会でその審議をし、可決されてきたところでもあります。特にも12月に支給する期末、勤
勉手当に影響する給与法の改正の場合、手当の支給基準日、12月1日となっておりますが、このことから
各自治体においても11月末までに議会を開催して、条例の改正をしているというのがこれまでの進めて
いる状況、内容であります。

今回この勧告につきましては、例年どおり8月に行われたところございましたが、国では衆議院議員
の総選挙の影響によりまして、手当の支給基準日の12月1日までの改正法の成立が間に合わなかったと

ころであります。したがって、国のほうといたしましては、来年の末の期末手当等で調整するという方向が今示されておるところであります。

このことを受けまして、総務省では、11月の24日ではありますが、各自治体に対して、地方公務員についても同様の対応を基本とするよう通知を出しておるところでありまして、町では国の制度に準じた形の中で、この通知による対応をさせていただくものであります。

以上であります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

中身は分かりました。町の対応は、国の通知に従って対応を取ったというふうな話なようでございますが、これについては衆議院議員の選挙の関係等があるというふうな今お話でございますけれども、例えば人事院勧告の中身については大体確定されているわけでございます。こういったような中で、国の指導も私はおかしいなというふうな思いもしております。といいますのは、現在地方分権が進む中であって、住民自治とか団体自治の確立の意味において、こういったような部分まで国の指示、通知に従わなければならないのかというふうな思いをしております。

今回私は、この給与改定については、国の追従姿勢を取ってほしくなかったというのが本音であります。いろいろな考えもあるでしょうけれども、住民自治とか団体自治を考える場合、こういったような部分については、結果的にはもう先は見えている部分でございますので、こういったような部分まで国の通知に従う必要があるのかどうか、甚だ疑問であります。もう一度町当局の所見を伺いたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。今委員さんがおっしゃったとおり、そういう面では受け止め方に各町村のばらつきとございますか、あったように思っております。といいますのは、11月の国のほうのそういう通知があったわけではありますが、それとは別にそういう手続を取っている町村も、これはこの通知の受け止め方によ

ってそれぞれ違うわけでありますが、当町といたしましては国の制度にこれまでも準じた一つの改正を行ってきているということ、そしてまた今回もそういう通知があったということ、このことに併せまして町としての対応をさせていただくという、こういう方針の中で今回は見送りをしておるものであります。

いずれ国の、この後、今臨時国会が進められておりますので、その法が、審議が可決されますと、それに基づきまして速やかにそういう、町としてもその準じた形の中に手続、条例の改正、規則の改正等を進めさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

理由づけはいろいろあるかと思っておりますけども、今回は中身を見てみますと、冬のボーナスから0.15か月分引き下げる中身になっているわけでごさいます、あとの給料については据置きの中身なわけです。支給される側の公務員の皆さんにとっては、引下げに係ることになってくるわけです。そういったような部分で、国の衆議院の選挙の関係からという、これが一番強く私は打ち出されているのではないのかなと思うんですが、こういったようなことから後回しされてくる内容が非常に私は疑義があるところがございます。

こういったような部分については、今回は致し方ないとしても、全てが国の追従姿勢というふうなことじゃなくて、自ら判断をできるようなやはり町政でなければならない、このように思っておりますので、こういったような関係については、今後も出てくるかと思っておりますけども、十分な対応を要請しておきたいと思えます。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。近藤委員。

近藤聖委員

お願いします。16ページ、3款民生費の1目、細かいことですが、19の扶助費、灯油高騰対策特別支援事業費とありますけども、昨今灯油代が大変高騰していますけども、これで十分なのかどうかを聞きたい

んですが。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（檜木幸夫君）

健康福祉課長からお答えいたします。近藤委員の質問のありました灯油高騰対策特別支援事業費 36 万円とございますけども、今般県議会のほうで、灯油が高騰しているということから、県民の暮らしを守るために、灯油を以前の震災等のあったときのように助成をしてはいかがかというふうなことが出されたことから、岩手県におきまして、単独事業において高齢者世帯、あるいは障がい者世帯等に 5,000 円を給付した場合には 2,500 円を県が支給するというふうな考えでもって事業がスタートしておったものでございます。

今般この 36 万円という金額の多い少ないでございますけども、葛巻町では、もう既に町民の暮らしを豊かにするために、ぬくもり助成事業というものを実施いたしております。このことから、支出のほうでは、県のほうで新たに追加になった生活保護世帯というところに対しての助成を検討することで、この予算を計上いたしております。このことから、5,000 円掛ける 72 世帯分を計上いたしまして、この予算が成立して以降に、家計にこの支給事務を進めたいというものでございまして、申し上げましたとおりぬくもり助成事業をしているので、灯油のほうはこの事業でもって追加して支援するというふうな考えで町としては進めているということで、ご理解いただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

中身は分かりました。

次、もう一点ですが、2 目の心身障害者福祉費の 19 扶助費の障害福祉サービス費等のところですが、この内容について、大まかでいいんですが、ご説明いただきたいんですが。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（ 檜木幸夫君 ）

近藤委員のご質問にお答えさせていただきます。障害者自立支援給付事業費の扶助費、障害福祉サービス費等でございますけれども、今回1,400万円計上いたしまして、合計としますと2億6,400万円の事業費となっておりますが、障害者自立支援ということで、葛巻町の障がい者の皆さんの中でいろいろな、65歳以上の介護保険の皆様は介護保険という名前でサービスを、いろんなものをしていましたけれども、障がい者の皆さんにはこの障害者自立支援法というふうなところで、障がい者の皆さんが暮らしやすい生活をするために施設に入所したり、在宅でサービスを受けたりするというふうな、本当に項目を挙げると20項目以上もあるんでございますけれども、そういうふうな自立、在宅や施設の入所で分けて、いろんなサービスを行っているようなところでございます。障がい者の皆さんの中でも介護区分と同じに区分を認定しまして、受けられるサービスとそうじゃないサービスといろいろありますけれども、その区分を認定したりしながら、いろんなサービスを、手厚くやるものと施設のほうのサービス等でいろいろあるようなことでございます。

輝くふるさと常任委員長（ 鈴木満君 ）

近藤委員。

近藤聖委員

分かりました。細かいことをここで一つ一つお聞きしてもちょっと大変かなと思いますので、後でまた勉強させていただきます。

それで、障害福祉サービス費等については、今後の見込みとして十分なのかどうかというあたりを伺いたいんですが。

輝くふるさと常任委員長（ 鈴木満君 ）

健康福祉課長。

健康福祉課長（ 檜木幸夫君 ）

お答えいたします。この2億6,400万円というふうな予算の総額でございますけれども、今回この予算書

の一番下の欄に障害者自立支援給付費負担金返還金というふうな形で、この補助金を3月まで進めて、3月に整理して、みんな還付するというふうな返還や請求するというふうな形ではなく、少し余分にというわけではないわけですが、きちんと過不足なく予算を成立させておいて、その翌年度に精算というふうな形を取っておりまして、私も5年くらいになりますが、毎年少しずつ予算は増えています。それで、今までも不足を生じたことがなく計上しておるつもりでございますが、今回もこの予算でもって今のところ3月まで過不足なく扶助を続けたいというふうな予算でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

分かりました。よろしくをお願いします。

もう一点、すみません、17ページ、3目の老人福祉費の4、介護保険事業費の中の福祉関連事業委託料、配食サービスですね、この前全員協議会でお伺いして、75歳以上の当初予定を上回っているという説明がありましたけども、今後の見込みとしてはいかがなのでしょう、伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（榎木幸夫君）

今後の見込みでございますが、今般255万円をお願いしまして、総額を595万円、約600万円にさせていただきましたけども、年度当初、積算のほうは140人とかそういうふうな人数で計上しましたけども、実質申込みを取ったところ、300人に満たないんですけども、280人程度ありまして、実質申し込んで配食しているのが現在270人あるいは260人くらいの中で推移しています。全員にきちんと配食できるような形で予算要求をして予算計上したところでございますので、これから例えば申込みが少しあっても大丈夫、申込みを受けて、きちんと配食サービスできるというふうにご考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

ありがとうございます。私のところには、大変ありがたいという声が届いているので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。遠藤委員。

遠藤裕樹委員

18 ページ、2 点になるんですけども、まず 18 ページ、民生費、1 の児童福祉総務費の中で、町外施設入園児保育業務ということで 245 万ほど計上されておりますが、これはそのまま読むと町外への保育園等に行っていらっしゃる子供さんに対する費用かなという感じがするんですけども、この中身についてちょっと教えていただきたいということ。

母子福祉費の中で、ひとり親家庭医療費助成事業ということで 43 万 2,000 円、それと寡婦医療費助成事業で 12 万 5,000 円ほど計上になっておりますけども、現在このひとり親家庭あるいは寡婦家庭というのは町内に何件ぐらいあるか、そしてその方々への生活支援等につきましてはどのようになっているか伺いたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

1 点目の保育の関係、児童福祉事業管理経費の関係でお答え申し上げます。保育所、町外に関しましては当初予算で 5 名。1 つは、岩手町の水堀保育所、それからもう一か所につきましては、私立になりますが、城山保育園の 2 園に町内からお預けというか、お願ひをしているものでございます。当初予算では 5 名を予定しておりましたが、さらにゼロ歳児が 1 人追加になりまして、現在は 6 名の園児をお願ひしているというものでございます。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

先ほどのひとり親家庭医療費助成の質問に対してお答えしたいと思います。町内には、大体四十数世帯のひとり親家庭がございます。こちらの家庭に対しての医療費のほうを、県単と町単でありますけれども、助成しているという形になります。

続きまして、寡婦医療費助成のほうですけれども、寡婦のほうは45世帯ほどございまして、医療費のほうの助成をしております。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

まず、町外保育についてでございますが、岩手町のほうに5名ほど行っているということでございますが、その理由といたしますか、なぜ町外でなければいけないのかということ伺いたしたいと思います。

そしてもう一つ、ひとり親及び寡婦、それぞれ四十数世帯あるということでございますが、現在ガソリンの高騰あるいは灯油の高騰等もございまして、大変生活のほうも厳しいのではないかというふうに感じますけれども、何かこういった支援という、生活支援については実際医療のほかにはどのような形で行っておるものか、その現状をちょっと教えていただきたいなと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

1点目の町外へお願いしている経緯についてでございますけれども、当初は当町の吉ヶ沢地区の方々になります。以前であれば、吉ヶ沢児童館ということで、そちらでお預かりをしていたわけでございますけ

れども、いわゆる母親といえますか、お母さんが岩手町のほうでお勤めの関係もあって、そちらの岩手町にお願いしていると。逆に例えば久慈市の方を当町で、こちらで仕事をされている方が葛巻町へお預けいただいているということで、それぞれ広域で対応しているという状況でございます。

当初は、先ほどのとおり、児童館が今は廃止と、休止しております関係もございまして、吉ヶ沢地区の方々が引き続き岩手町のお勤めになっている勤務場所の近くの保育所にそれぞれお願いをしているという状況でございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（榎木幸夫君）

お答えいたします。ひとり親世帯のほうの役場といえますか、国からの支援というのでありますと普通の児童手当から、あとは児童扶養手当というふうなものがございます。

そちらと、あとは葛巻町ではひとり親の方に、入学する際、卒業する際に助成金を交付するというものが5,000円から2万円のように増額になったわけでございますけれども、今般のようなコロナ対策というところでは、今国では子供に対して10万円を支給しようと。年度内に5万円、あとクーポン券みたいなので5万円というふうなのを予定しておるようでございますけれども、町では、実は昨年はひとり親家庭の臨時特別給付金で1世帯に3万円というのが国のほうからも来まして、それをやったわけでございますけれども、今般このひとり親だけというふうなところでの考えは、今のところはこういうふうな、去年と同じようなのをつくって交付しようというふうな考えはないわけでございますけれども、国の給付のほうの進捗状況あるいは生活困窮度合いを見ながら、今後国や県の考えを見ながら検討させていただきたいというふうな回答をさせていただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

よく分かりました。ただ、現状様々な物価の高騰あるいはガソリン代の高騰等もございまして、それぞれ寡婦あるいはひとり親というのは厳しい状況が今後続いていくんじゃないかなと思っておりますので、できる

限り町のほうでも生活支援のほうを考えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

26 ページの町産材利用促進事業についてでございますが、今このように見えていますと、葛巻でいろんな事業がありますけれども、全体的には例えば町の事業、または新築リフォーム、それとかあと牛舎などが含まれていると思ひますけれども、この数についてはどのような仕分になっているのでしょうか、お願ひします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

お答え申し上げます。今般の町産材利用の増額につきましては、主に畜舎の分が増額になっているものということでご理解を賜りたいと思ひます。

なお、現時点では民家、普通の一般住宅につきましては2戸の予定になっているものでございます。補足的にご説明申し上げますと、町産材を使うときに大手の建築会社とかとなるとあまり使われないようで、町内の建築工務店とか住宅会社を使うとスムーズに町産材を使うような感じじゃないかなというようにこちらでは捉えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

主に牛舎ということですが、この牛舎の事業主がかなり利用されているということですが、こ

れについては何戸分の牛舎の事業ですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

今畜産系のクラスター事業及び畜産公共事業、農業公社で実施している事業で2棟分でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第32号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第32号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第33号、令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第33号、令和3年度葛巻

町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第33号、令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第34号、令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の第1号補正予算でございますけれども、外来患者数の減と外来収益の減が主な内容でございます。しかしながら、その中でコロナワクチンの接種等で増がありまして、結果的には868万3,000円ほどの補正増がこのようになっております。外来患者数の減になった要因等は、どのような形であったのかお知らせいただきたいと思っております。

あと、入院患者数、こちらのほうは数値が大変大きいわけでございますけれども、今回は補正に出ておりません。こういったような入院患者数等のこれまでの実績あるいは見込み、そして全体的な経営状況はどのような見通しになっているのか、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

お答えいたします。まず、外来患者数の減につきましては、やはり昨年度から続いております長期処方の関係が大きいと考えております。

そして、あとは入院患者の状況につきましては、昨年度10月末と比較した場合、地域包括ケア病床等の運用等もございまして、昨年度10月が6,296人、4月からの延べ人数ですが、それが今年度10月末まで6,641人ということで、若干ですが、増加しております。入院部門については、順調に推移しているのかなと思っております。

あと、新型コロナの接種事業に関することにつきまして若干説明させていただきます。新型コロナワク

チン接種の業務の趣旨につきましては、既に予算化している分と今回の補正を合わせまして約 4,400 万円ぐらいになります。それにプラス今回補正で計上しております時間外等派遣事業、県補助金となりますが、これが 239 万 1,000 円ということで、全体的には 4,600 万円ほどの収入になる予定でございます。

次に、支出のほうになりますが、これは集団接種等で宿日直手当、あと時間外勤務手当等出ております。これが大体 440 万円ぐらいの費用を見込んでおりまして、実質コロナワクチン接種業務自体では、収益的には約 4,200 万円ほどのプラスを見込んでいるところでございます。

ただ、先ほどご指摘いただいたとおり、外来患者数は今回下方修正させていただきました。その関係で収益が 1,859 万 4,000 円マイナスと見込んでおりますので、単純にコロナ接種業務の収益と外来収益を合算した場合は 2,300 万円ほどのプラスになるのかなと思っております。新型コロナワクチン接種業務単体で見ますと、病院の収益上ではプラス要因になっているのかなと思っております。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

中身については分かりました。そうしますと、大変厳しいような経営状況には変わらないというふうを受け止めております。

あと、これから収入の見込みの中で大きいと思われまはすのは、コロナワクチンの 3 回目の接種が新年早々から始まるというふうなお話を承っております。3 回目のコロナワクチン接種では、大体どの程度の収入増が見込まれるのか、お知らせをいただきたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

お答えいたします。3 回目の接種につきましては、収益につきましては 613 万ほど、人数にして 1,460 人ほどを予定しております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第34号、令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第34号、令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第35号、令和3年度葛巻町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第35号、令和3年度葛巻町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第35号、令和3年度葛巻町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第36号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 36 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 36 号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 36 号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 37 号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」 の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 37 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 37 号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 37 号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 38 号、葛巻町森林雇用促進住宅条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」 の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 38 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 38 号、葛巻町森林雇用促進住宅条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 38 号、葛巻町森林雇用促進住宅条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 39 号、町道葛巻浦子内線大橋上部工工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。近藤委員。

近藤聖委員

変更請負契約の締結について、これ何がどのように変更されたのか教えてください。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

建設水道課長。

建設水道課長 (和野康弘君)

お答え申し上げます。まず、今回の工事につきましては、橋梁の上部工工事になります。橋梁とは、基本的に動く構造となっております、例えば季節によって伸縮しますし、地震時などの揺れに追従する構造となっております。

今回の工事は、大橋の橋梁に上屋を整備するという特殊な構造でございまして、上屋と結合部を強固な構造とすることが必要ということになったことから、主に地覆工の配筋量などが増加することから増額しようとするものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

ほかに。

(「なし」 の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 39 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 39 号、町道葛巻浦子内

線大橋上部工工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 39 号、町道葛巻浦子内線大橋上部工工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 40 号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 40 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 40 号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 40 号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 41 号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 41 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 41 号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 41 号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

当局の方々は退席していただいて結構であります。

(当局退席)

(休憩時刻 10時52分)

(再開時刻 10時54分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第 12、陳情第 9 号、車門自治会内、「車門部落地区」における林道突紫森線沿いを流れる支川の洪水対策についての陳情についてを議題とします。

事務局長から要望書の朗読を求めます。議会事務局長。

議会事務局長 (触沢誉君)

陳情書。車門自治会内、「車門部落地区」における林道突紫森線沿いを流れる支川の洪水対策について陳情いたします。

陳情者でございますが、車門自治会内自治会長、本宮正志様外 5 名でございます。

陳情書を御覧いただきたいと思います。陳情の趣旨でございますが、車門自治会内車門部落地区を起点とする林道突紫森線沿いを流れる支川では、集中豪雨などの際に、度々上流からの流木などが国道 340 号線に架かる橋の橋梁に引っかかるなどして川がせき止められ、周辺地域に氾濫するという被害が出ております。橋梁と水面との間隔がそれほどないため、集中豪雨時には上流から流れ出る土砂及び倒木などがせき止められやすく、橋より上流側の護岸ブロック等も整備されておりますが、土手の高さをかさ上げするわけにもいかず、周辺住民からさらなる上流部の支川合流部での砂防対策を望む声が出てきております。本年においても集中豪雨などのリスクが増えてきており、地域住民一同、切に早急なる災害対策を望んでいることから、これを陳情するものであります。

陳情の概要であります。①、国道 340 号線に架かる橋の周辺部については護岸ブロックなども整備されており、新たな上流部の支川合流周辺部における砂防対策をお願いするものであります。

②、砂防対策方法については、町に一任することとし、対策整備においては周辺住民の協力と賛同を得るようにいたします。

③、環境エネルギーの町のイメージにも一致するような砂防対策をぜひとも検討いただきまして、風力だけではなく、自然エネルギーを活用した新たな町のシンボルとなるような対策、整備を併せてお願いするものであります。

以上、趣旨及び概要により陳情するものでありますが、地域の実情をお酌み取りいただき、特段のご配慮、ご高配を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

事務局長からの朗読が終わりました。

この案件は現地調査を要するため、ここで現地調査のため、暫時休憩いたします。

（休憩時刻 10時58分）

（再開時刻 12時05分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

陳情第9号、車門自治会内、「車門部落地区」における林道突紫森線沿いを流れる支川の洪水対策についての陳情について現地調査を踏まえ、委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。ご発言を求めます。どうぞ。柴田委員。

柴田勇雄委員

現地を視察させていただきまして、地区の方々からご説明をいただき、これまでの経緯をよく理解したところでございます。かなり前にも一度議会で視察した経緯があるところでございましたので、この地域概況も存じ上げていたところでございますけれども、その後大雨等による被害が何回も発生しているというふうなことで、非常に地区では困っているような受け止め方をさせていただきました。つきましては、このような陳情につきましては、私は採択すべきものというふうに思っております。

なお、砂防ダム等の関係につきましては、専門家等のご意見なども取り入れながら、1か所でいいの

か、2か所のほうがいいのか、そして防災を図るためにはどのようなダムが必要なのか十分検討の上、この住民要望に添ったような採択をすべきものと考えますので、よろしくご審議のほど、皆さん方のご意見を伺っていただきたいと思います。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員よりは採択すべきというご意見を頂戴しました。

ほかにどうぞ。遠藤委員。

遠藤裕樹委員

私も柴田委員と同様、早急にこの問題は陳情を受け付けていただいて解決すべき問題だと思っておりま
す。

しかしながら、前回、あるいは何回か陳情したというようなことで、何ゆえこの陳情が通っていかなか
ったのか、ちょっとその辺の理解ができません。

これから地球温暖化等、災害等も大きな災害になってくると考えますので、できるだけ早くこういった
ものは対処すべき問題だと思っておりますので、よろしく対処いただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員からも採択すべきというご意見を頂戴しました。

ほかにどうぞ。近藤委員。

近藤聖委員

私も同様に採択すべきものと思います。今日視察をさせていただきまして、単に状況が変わるとか、あ
るいは何か、状態が違うふうになるということではなくて、生活に直結するような被害を今日お聞きし
ましたので、ぜひともこれは早急に取り上げるべきものと思いますので、採択すべきものと思います。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員からも採択すべきというご意見を頂戴しました。

ほかにございせんか。

(「なし」 の声あり)

お諮りします。これから採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認め、これから採決に入ります。この採決は起立によって行います。陳情第9号、車門自治会内、「車門部落地区」における林道突紫森線沿いを流れる支川の洪水対策についての陳情については、採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、陳情第9号は採択すべきものと決定しました。

以上で本日の審査日程は全て終了し、本委員会に付託された事件は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を散会します。ご苦労さまでした。

(散会時刻 12時10分)